		前掲のもの以外のもの	三
		漁具 その他のもの 主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
	機械及び装置	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
		水産養殖業用設備	五
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
	開発研究用減価償却資産	構築物 風どう、試験水そう及び防壁	五
		工具	四
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
		その他のもの	四
		ソフトウエア	三
［略］	［略］	［略］	［略］
原子力規制人材育成事業費補助金	［略］	［略］	［略］
環境配慮行動普及促進事業費補助金	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
		応接セット 接客業用のもの	五
		その他のもの	八

［略］	［略］	［略］	［略］
原子力規制人材育成事業費補助金	［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］	［新設］